

家計応援衛生ごみ袋支給事業

【事業の概要】

令和4年10月から衛生ごみの排出方法が新しくなり、新たに衛生ごみ袋が販売されるが、原油価格・物価高騰が続く中、新生児と0歳～3歳までのこどもの保護者、日常生活支援事業利用者、俱知安町家族介護用品支給事業利用者に対し、衛生品(オムツ・ストマ)を排出する際の町指定衛生ごみ袋を支給し、家計におけるごみ袋購入の負担軽減、衛生ごみ排出方法の広報を図る。

【目的・効果】

オムツやストマの排出については、令和4年10月から町指定の「衛生ごみ袋」を使用することになっており、コロナ禍において原油価格・物価高騰等が続く中、オムツ等の排出量が多い方に町指定有料ごみ袋を支給することにより、家計の負担軽減を図り、併せて衛生ごみ排出方法の周知と、コロナ禍における安心安全なごみ収集を目指す。

【対象経費】

衛生ごみ袋（1枚20円）を対象者（約600人）に支給する経費を交付対象経費とする。

【対象者】

①新生児及び0歳児の保護者 (新生児は令和5年3月末までの出生者)	約200人
②1、2歳児の保護者	約220人
③3歳児の保護者	約120人
④日常生活支援事業及び家族介護用品 支給事業利用者	約40人

【事業期間】

令和4年9月から令和5年3月まで

【予算額】

◆消耗品費：	1,520千円
衛生ごみ袋購入	1,320,000円
対象者①	@20円×150枚×200人=600,000円
対象者②	@20円×100枚×220人=440,000円
対象者③	@20円×50枚×120人=120,000円
対象者④	@20円×200枚×40人=160,000円
梱包発送用段ボール	200,000円
◆通信運搬費：	598千円
衛生ごみ袋郵送料	@1,030円×580人=597,400円

計 2,118千円

生活支援クーポン券発行事業

【事業の概要】

コロナ禍における原油価格・物価高騰等による生活に係る負担を支援するため、全町民に町内の登録店舗で利用可能なクーポン券を配付する。

【支援対象者】 基準日現在で住民登録のある住民

【基準日】 令和4年7月31日（日）

【クーポン券の額】 町民1人当たり 5,000円（500円×10枚）

【クーポン券利用期限】 発行後から令和5年2月28日（火）まで

【配付方法】 郵パックにより対象者に郵送
※世帯宛ではなく個人宛（封詰め作業時の正確性確保のため）

【利用店舗】

（店舗登録要件）①または②に該当する店舗

①本町を本店所在地とする店舗

②本店所在地が本町以外である場合は、店舗の面積が350㎡以下の店舗

（利用店舗の周知）

① クーポン券発送時に、その時点での利用店舗一覧を同封
※クーポン券発送前までに店舗登録（1次〆切）を完了する。

② ①の一覧送付、店舗登録1次〆切以降も随時店舗登録を受け付け、町HP等を通じて最新の登録店舗情報を周知する。

【予算額】

◆扶助費：生活支援クーポン券換金分 73,250千円
（5,000円×14,650人）

◆印刷製本費：クーポン券・ポスター印刷 2,200千円
（クーポン券10枚×14,650人=146,500枚、ポスター300枚）

◆消耗品費：発送用封筒 120千円

◆通信運搬費：郵送料 5,975千円
（@404円×14,650人+@224円×250事業者）

◆手数料：振込手数料 100千円（@110円×900件+再振込分）

合計 81,645千円

（店舗登録方法）

令和3年度に実施した「地元のお店応援クーポン券発行事業」参加店舗宛に店舗登録申込書を送付するほか、町HP、商工会議所、商店連合会、中心街活性化プロジェクト等に周知依頼する。

※令和3年度の登録店舗には再登録の意向を確認する文書を送付、その他の店舗は広報紙・HPを通じて周知

（登録店舗証明）

「生活支援クーポン券利用店舗登録証」を発行する。

（換金方法）

使用済クーポン券を商工会議所に持参（月1～2回の換金日を設定）

（不正防止）

①クーポン券裏面に店舗の横版を押印

②商工会議所持参時に「生活支援クーポン券利用店舗登録証」を提示